

高齢者施設における
防災マニュアル作成の手引き

平成24年3月
(平成28年12月改定)

香川県健康福祉部

災害発生時の対応について、

以下の優先順位を心構えとして持つておくことが必要である。

- 1 自 助：自らの努力で対応する。
- 2 共 助：地域、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て対応する。
- 3 公 助：公的機関の応援を求める。

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしましたが、本県では、紀伊半島沖から四国沖を震源とする南海地震により繰返し被害を受けてきています。この南海地震の今後 30 年間の発生確率は現在 60%程度と高くなっており、本県が実施した被害想定でも、県内の最大震度が 6 強となり、死者約 200 人など大きな被害が発生することが予測されています。さらに、津波についても、地震発生約 70 分後に第一波が東かがわ市に到達し、県内沿岸全域での津波高が約 0.5～1.9 mになることが予測されています。

また、平成 16 年には、相次ぐ台風に伴う高潮や集中豪雨により、19 名もの尊い人命が失われ、住宅や農地、公共施設なども甚大な被害を受けました。

このように、本県においても、今後も大きな災害が発生する可能性があります。

一旦、災害が発生すると、その犠牲者は災害弱者である高齢者などに向いていることが多く、地域ぐるみの防災対策が求められています。

災害には、火災から震災・風水害・雪害などの自然災害までが含まれますが、火災については各施設で既に消防計画等を作成していることから、今回の防災マニュアルについては、いわゆる自然災害にあたる部分を補完するものであり、万が一災害が発生した場合でも、どのような手順・方法で対応していけば、その被害を最小限で食い止められるかを提示することを目的に作成したものです。

いうまでもなく、防災対策は、それぞれの高齢者施設において、施設の立地条件、入居者や通所者の特性、発生時間などに応じた対策を講じる必要があります。

したがって、それぞれの施設において、この防災マニュアルを参考に、施設の規模や構造など個々の状況を把握しながら、各施設に適した総合的な防災計画を作り、万全の備えをしていただくことを望むものであります。

最後に、当マニュアルの作成にあたり貴重なご意見やご助言をいただきました関係者並びに関係機関に対し、心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

香川県健康福祉部

高齢者施設における防災マニュアルについて

1 趣旨

災害時において、高齢者等の要配慮者に対する支援については、「香川県地域防災計画」においては、防災マニュアルの作成や安否確認体制の整備など図ることとされているが、必ずしも十分な状況でないと思われます。

そこで、近年の自然災害等の発生状況から、それぞれの施設において平素から大規模災害に備えておくことが求められています。

このため、これらの体制整備を進めるうえで、その手引きとして活用いただくため、本マニュアルを作成しました。

2 マニュアルの位置づけ

火災については各施設で既に消防計画等を作成しており、今回の自然災害時の防災マニュアルと共通する部分も多いことから一体のものと考え、各地域の地理的特性や防災体制の現状等を十分踏まえたものを早期に作成して、適切な対応を推進していただきたい。

3 マニュアルの対象施設（サービス）

- ・介護老人福祉施設（※） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・通所介護（※） ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護

（※）地域密着型を含む。

4 要配慮者及び避難行動要支援者

このマニュアルにおいては、災害時に、特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

5 マニュアルの見直し

防災マニュアル作成後、避難訓練を実施していただくこととなりますが、訓練の結果を踏まえ、防災マニュアルの内容を検証し、見直しを行うこと。

6 要配慮者に対する必要な支援

区 分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高 齢 者	一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。 地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要
	寝たきり等高齢者	自力で行動できない。 自分の状況を伝えることが困難	ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要 医療機関との連絡体制が必要
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難 自分の状況を伝えることが困難	避難誘導などの支援者の確保が必要 医療機関との連絡体制が必要

7 体制整備

(1) 基本的な考え方

「普段から準備していないことは、緊急時にもできない」ことは、過去の災害の教訓であり、平常から十分な対策を講じていくことは大変重要なことです。

高齢者等の安全を災害発生時において確保するためには、介護の内容・程度などのそれぞれの状況に応じた的確な対応が必要となります。

このため地域住民と常に生命と安全を守る大切さを理解し合い、相互協力体制の構築と連携を図り、お互いに安全意識の高揚を図り、防災体制を整備し、平常時からの取り組みを進めていくことが基本となります。

多くの要配慮者が入・通所している社会福祉施設は、施設入居者等の安全確保など適切な対応を図るため、平常時から防災体制の整備に心がける必要があります。また、災害発生時に被害を受けなかった場合には、行政と連携することにより、要配慮者支援の拠点となることが求められています。

(2) 関係団体等との協力

災害時には、市町、警察、消防、保健所などの行政機関や身体障害者や知的障害者の各相談員、町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、高齢者団体等の福祉関係者などと協力して要配慮者の支援にあたることとなります。

このため、日頃から、これらの団体等と連携をとり、災害時における協力体制を確立しておくことが必要です。

目 次

第1章 災害対策

1	立地環境と災害予測	1
2	防災設備等の確認	2
3	備品等の転倒防止	2
4	危険物の管理と保管	2
5	職員や施設内外との連絡体制の整備	3
6	役割分担	3
7	緊急時の食糧等の備蓄	3
8	入居者一覧の準備	3
9	避難方法等	3
10	家族等への引継基準	5
11	地域住民とのネットワークの構築	5
12	防災計画作成と防災訓練の実施	5
13	地域防災訓練への参加と災害時の協力要請	6
14	通所者の安全確保	6
15	施設間の応援協定	6

第2章 地震対策

1	地震発生時の特徴	7
2	地震発生時の対応策	7
3	夜間における地震発生	10
4	施設が使用不能となった場合	11

第3章 風水害等対策

1	警報等発令時の指示体制の周知と情報伝達	11
2	警報等発令時の役割分担別の準備	12
3	警報等発令時の安全対策の実施	12
4	災害発生時の特徴	13
5	災害発生時の対応策	14
6	夜間における風水害等発生	15
7	施設が使用不能となった場合	15

第4章 災害発生時における地域での役割

1	地域の安心拠点	16
2	地域連携の重要性	16

I	参考資料	17
---	------	----

II 参考様式

1	参考様式1	19
2	参考様式2	19
3	参考様式3	20

4	参考様式 4	20
5	参考様式 5	21
6	参考様式 6	21

Ⅲ チェックシート

1	平常時のチェックシート	22
2	地震時のチェックシート	24
3	風水害時のチェックシート	26
4	安全点検票	28
5	防災カード	29

Ⅳ その他ワンポイントアドバイス

31

第1章 災害対策

施設における災害対策は、それぞれの施設において、立地条件、入居者や施設通所者（以下「入居者等」という。）の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要となりますので、次に掲げる項目について十分に検討のうえで、災害の発生を想定した安全化対策を講じてください。

1 立地環境と災害予測

起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。

県や市町では「危険箇所図」や「地域防災計画」などを作成し、地震（津波）、風水害（河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の区分ごとに、土砂災害危険箇所図、山地災害危険地区マップ、浸水想定区域図（河川、津波）、道路アンダーパス部の資料を揃えており、災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。確認方法としては、香川県のホームページに掲載されている「かがわ防災GIS」の地図情報を活用すると確認が容易です。

「かがわ防災GIS」の操作手順

- ①香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>）にアクセスし「防災・安全安心」のバナーをクリック
↓
- ②画面右上の「おすすめリンク」欄の「かがわ防災ウェブポータル」をクリック
↓
- ③画面真ん中の「かがわ防災GIS」のバナーをクリックし、「同意する」をクリック
↓
- ④画面左上の表示切替欄の「ハザードマップ」をクリックすると災害区分ごとのチェックボックスが表示される
↓
（河川浸水想定区域の場合）
- ⑤「洪水」の災害区分のチェックボックスに「✓」を入れると、地図（国土地理院）上に河川ごとの浸水想定区域が水位ごとに色分けされるので、施設所在個所の地図を表示（適宜拡大・縮小）させ、当該区域の該当の有無等を確認し、終わったら、「洪水」の区分のチェックボックスの「✓」をはずす。（以降、「津波」や「高潮」など、災害区分ごとにこの作業を繰り返してください。）

また、防災情報メールに登録された方には、市町が出す避難情報（避難勧告・避難指示（緊急）等）がメールで配信されますので登録しておきましょう。

防災情報メールの登録は下記URLから QRコード



<http://info.bousai-kagawa.jp/>

2 防災設備等の確認

(1) 災害共通

- ① 情報伝達強化（館内一斉放送システムなどの情報伝達設備の機能強化）
- ② 水道の代替（災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置、井戸の確保）
- ③ ガスの代替（灯油等燃料の備蓄と24時間営業石油販売店の把握）
- ④ 電気の代替（自家発電装置の必要性を検討）

(2) 地震災害

- ① 施設の防災対策の基本は建物の耐震化で、不安があれば耐震診断を行い、必要な補強工事を実施
- ② 門柱やブロック塀など、耐震性が低い場合には倒壊して怪我人が出る。鉄筋等が埋め込まれていない場合には補修工事を検討
- ③ 消火器の設置場所・有効期限を確認
- ④ 自動火災報知設備の点検、更新
- ⑤ 配管類の接合部にあそび対策を施すなどして、地震時に切断、抜け落ちの危険を防止

(3) 風水害

- ① 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施検討
- ② 排水溝のごみ、泥を除き、排水点検
- ③ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止
- ④ 屋根瓦、雨戸などの点検、補修
- ⑤ 鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動
- ⑥ 台風時、大きな木の枝が折れる。樹木の剪定

3 備品等の転倒防止

- (1) 備品等が転倒すると、入居者等や職員が負傷し、避難の妨げにもなる。次の点について予防策を検討する。
 - ① 書棚、タンス、ロッカー、机は、床、壁に金具などで固定する。
 - ② 天井から吊り下げられている照明器具は、鎖などで補強する。
 - ③ 棚、戸棚に置いてあるものは、振動で落下しないよう工夫する。
- (2) 窓ガラスが割れると危険。飛散防止フィルムなどで予防し、周辺には、転倒する物を置かないようにする。
- (3) 廊下、食堂、ホール内は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品は置かない。
- (4) 平素から、身を寄せられる安全スペースを確認しておくこと。

4 危険物の管理と保管

火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討する。

- (1) ガス供給元栓の場所を確認する。
- (2) マイコンメーター設置の有無をガス会社へ確認し、無い場合には設置を検討する。

- (3) 設備や器具は、感震自動遮断装置があるものを選ぶ。
- (4) 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管する。
- (5) プロパンガスボンベは、固定金具と鎖で固定する。

5 職員や施設内外との連絡体制の整備

- (1) 災害に備えて、夜間などの勤務時間外を含めて職員への防災連絡網（P19 参考様式1）及び下記例示のような緊急連絡先等一覧（P19 参考様式2）を作成し、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管しておく。

- ① 町内会、ボランティア団体、家族等
- ② 縣市町担当課、消防署、警察、協力医療機関
- ③ 電気設備等管理委託業者
- ④ 給食業者

- (2) 施設外部（医療関係者、委託業者など）と電話が通じない場合の緊急時連絡方法（メール・災害伝言ダイヤル・徒歩）を検討しておく。

また、地震・台風などの災害時における社会福祉施設等の被害状況を、県及び市町が迅速かつ一元的に把握することで、施設が被災した場合における被災者の早期救出や、被災していない場合における福祉避難所としての被災者受入れ調整等をおこなうための情報発信システムを県が平成24年度に導入していることから、各施設においてはシステムに登録しておくこと。

6 役割分担・・・災害応急対策の実施組織の例（P20 参考様式3 参照）

災害時における役割分担表を作り、職員へ周知する。その際、災害時の参集方法、参集に要する時間、避難に必要な職員数を十分に考慮する。

7 緊急時の食糧等の備蓄・・・備蓄品リスト例（P20 参考様式4 参照）

防災のための食糧等の備蓄と、緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、災害時用持ち出しセットを準備しておく。また、入居者の避難時持ち出し袋も準備する必要がある。

食糧等、医薬品、情報機器、照明、暖房資材、移送用具、作業機材、避難用具

8 入居者一覧の準備

氏名、年齢、連絡先、血液型、家族等、介護内容、介護担当者などの一覧（P21 参考様式5）を作成し、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管しておく。

また、入居者に関する情報（ADLなど）は平常時から電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、避難支援で必要となった場合に縣市町の防災対策本部等へ提供できるよう準備しておくことが大切である。

ただし、平常時においては個人情報保護の観点から情報管理には細心の注意を払うこと。

9 避難方法等

災害では、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難は容易ではないとされており、個々に具体化する必要がある。

(1) 避難地の確保

- ① 各施設があらかじめ協力福祉施設等を避難先として複数確保する。まず、県内の施設を、次に県外の施設を協定の締結等に基づき、避難先として確保するものとする。
- ② 市町が指定した避難施設がどこか確認しておく。(近隣小学校体育館・公民館等)

(2) 避難の開始時期・判断基準

避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）が発令された段階で、避難の開始が求められる。（どのような行動が求められるかは、P17 参考資料参照）

施設長は災害時においても活用できる機材を用いて、テレビ・ラジオ等や市町災害対策本部からの情報を確実に把握し、過去の経験のみに頼ることなく早め早めに判断し、入居者等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、行動をとるようにすること。また、避難勧告や避難指示（緊急）においても、適切に行動すること。

(3) 輸送車両の必要数

徒歩での避難が困難な入居者数から割り出される、施設車両・職員車両及び近隣地域住民協力車両で必要数を確保しておく。必要数に満たない場合は公的機関（市町災害対策本部・警察・消防）の応援を求める。

(4) 避難施設の適性

入居者の病状等を考慮して決定する。

(5) 避難方法の周知

入居者別及びエレベーターの使用可能状況別に避難する方法（徒歩、車いす、ストレッチャー、担架、背負い搬送）を色分けし、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておく。

(6) 避難所への徒歩移動の実現性

日中または夜間での職員数の違い、入居者の状態、地域住民の応援体制の状況により判断し、実現性が低い場合は公的機関（市町災害対策本部・警察・消防）の応援を求める。

(7) 安全な避難経路

二重、三重の避難ルートを定め、避難地図を作成し、職員に周知しておく。なお、避難経路における危険箇所（土砂災害）を把握すること。また、地震や暴風災害における経路の選定に当たっては、細かい路地やビルに面した道路は避難路としての利用をできるだけ避ける。

(8) 持参する機材

準備しておいた災害時用持ち出しセットや、入居者の避難時持ち出し袋。

特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は、必需品。

(9) 避難に必要な時間

自動車での避難が可能な場合と、徒歩での場合、それぞれどれだけかかるかを計測し、職員に周知させておく。

10 家族等への引継基準

災害による施設の倒壊などにより、施設が使用不能に陥った場合など、入居者等を家族等へ引き継ぐことがあることをあらかじめ説明し同意を求めておく。

11 地域住民とのネットワークの構築

(1) 地域との交流

要配慮者が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠である。

そのためには、積極的に地域との交流をもつことが大切で、地域の行事に参加したり、定期的なバザーや見学会を開催したりして、地域との交流に努める。

(2) 非常用ベルの設置

玄関先に非常用ベルを設置し、夜間でも近所の人々に助けを求めることができるよう、町内会等にあらかじめ協力依頼する。

12 防災計画作成と防災訓練の実施

(1) 防災計画を作成する。

(2) 被災事例等の学習と、防災計画の定期的点検、見直しを実施する。

(3) 施設内の防災訓練

消火、情報伝達、避難誘導などの役割分担を決めて、定期的に各任務の訓練（部分訓練）を実施する。可能な限り、入居者にも参加を促す。（施設総合訓練）

混乱が予想される夜間の時間帯を想定した避難訓練も実施すること。

(4) 防災教育の実施

災害の基礎知識、平常時の防災、災害時の役割等を学習する。

①災害の危険性

過去の災害事例、教訓、施設周辺災害履歴 等

②土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象

③情報受伝達体制

情報の種類（気象情報・避難情報）、入手情報の伝達方法 等

④避難判断・誘導

自主避難の判断の重要性（がけ崩れ前兆現象、避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）等）、判断の責任者（不通時も想定）、避難場所の確定、安全な避難場所の事前選定の重要性、予想被災に基づく避難場所選定のシミュレーション 等

⑤マニュアル

班体制の確認、職員の役割確認、職員の駆けつけ体制 等

13 地域防災訓練への参加と災害時の協力要請

(1) 地域防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練へ参加することで、地域とのコミュニケーションを図る。

(2) 地元との災害時協力関係の確立

施設と地元の自主防災組織や町内会の間で、日頃から災害時の支援の提供について承諾を得ておくことが必要である。

14 通所者への対策

社会福祉施設等の役割として、通所者の安全確認と、安全確保についても対策を講じておく必要があります。具体的には、施設サービス利用中と施設サービス利用中以外について対策を講じる必要があります。施設サービス利用中については、入居者と同様の対策をとる事になりますが、通所等のサービス利用時については、情報の収集方法、連絡体制の整備、避難場所の確認を行う必要があると考えられる。

また、通所等のサービス利用時以外については、あらかじめ通所利用者の自宅の立地環境を把握しておき、避難場所、避難方法の確認、連絡方法などについてキーパーソンを設定して確認しておく必要がある。この場合、複数の避難場所を確認するとともに、サービスの提供が必要な通所者は施設や避難所などを確認しておく必要がある。さらに、災害時には安否等も含め、社会福祉施設等で把握できる体制をとっておくことが重要である。

15 施設間の応援協定

施設が全壊等甚大な被害を受け、入居者へのサービス提供が困難となった場合に備えて、風水害等の被害時には近隣施設との相互応援協定により、サービス提供を受けることのできる施設の避難先を事前に決定し、確保しておく必要がある。

また、地震や広域の風水害による被害時には県内施設との相互応援協定により、サービス提供を受けることのできる施設の避難先を事前に決定し、確保しておく必要がある。

さらに、大規模地震による被害時には県外施設との相互応援協定により、サービス提供を受けることのできる施設の避難先を事前に決定し、確保しておく必要がある。

第2章 地震対策

1 地震発生時の特徴

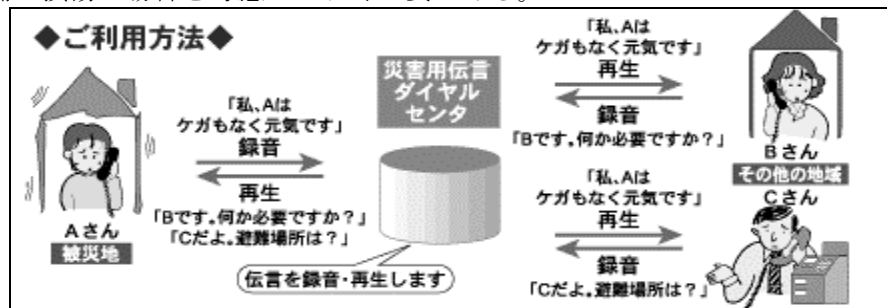
(1) 施設内の混乱

入居者の中には、施設内をうろついたり、大声を出したり、騒然とした状況が生まれる恐れがある。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く。
- ② 市町庁舎の倒壊等により、市町の災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない。
- ③ ローカル放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない。
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能を麻痺させる。

- ・ 安否等の情報を音声により伝達する**災害用伝言ダイヤル171**等を活用した連絡方法を職員が入居者等の家族周知する。ただし、録音に時間がかかることや施設、設備の損傷の場合を考慮しておく必要がある。



「171」ダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください
メッセージを録音・・・171+1+入居者等家族宅の電話番号（市外局番から）

メッセージを再生・・・171+2+入居者等家族宅の電話番号（市外局番から）

- ・ iモード災害用伝言板サービスを活用した情報提供方法を周知させる。
- ・ 携帯パソコンによる被災情報の発信とボランティアの協力を求める。
- ・ 携帯電話は繋がりにくくなるが、メールは比較的送受信が可能である。

(3) 発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番のスタッフ自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられる。

(4) 二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、土砂崩れが起きる可能性がある。

2 地震発生時の対応策（P10 地震発生時の職員行動チャート参照）

(1) 安否確認

- ① 職員は、入居者の安否及び負傷の程度を施設長（又は臨時の管理者。以下同じ。）に報告するとともに、保護者からの問い合わせに応じる。
- ② 施設長を中心に指揮系統を一本化し、施設長の所在は、職員に明らかにしておく。

(2) 消火活動

① 火元の点検

ア 地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する。(ガス供給業者へ平常時に、確認する。付いていないときは、取付けを相談。)

イ 地震では、大きく揺れる前に通常、小さな揺れが多い場合が多い。この段階で、施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。

ただし、調理器具の場合、やけどに気をつける。

ウ 本震が終わった後は、漏電やガス漏れの有無を確認する。

② 消火作業

ア 出火を見つけたら、煙に惑わされず、直ちに消火活動を開始する。その後、責任者や他のスタッフ、消防署へ連絡するとともに、施設長は、入居者の避難が必要かどうかについて判断を行い、適切な指示を行う。

イ 電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する。

(3) 負傷者の有無確認と救護

① 地震が収まった後、負傷者の有無を確認し、応急手当を施す。

② 保護者からの問い合わせに対応するとともに、速やかに安全な場所へ移動させるための準備を行う。

③ 避難の要否を確認のうえ、安全な場所へ誘導する。

④ 負傷の状態に応じて緊急救護所や附近の病院へ移送する。

(4) 情報の収集と発信

① 地震発生後、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防、防災活動隊など施設内外から極力正確な情報（避難情報配信サービスからの情報は必須）を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う。

② 余震による施設倒壊の心配がなければ、館内放送などで、冷静な対応を指示する。

③ 入居者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。また、入居者に家族等への連絡は施設から一括して行う旨を伝える。

④ 災害対策本部などと連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに施設長に報告する。

(5) 入居者の避難誘導

① 避難の要否の判断

入居者の避難が必要かどうかの判断は、施設長が市町災害対策本部、消防署、警察からの指示、周辺の避難状況などを総合的に判断する。

② 避難を実施する場合の対応

施設長から避難誘導の指示が出された場合には、すみやかに避難を開始する旨を入居者に伝え、安全に避難地まで誘導する手順を指示する。

ア 施設敷地外へ徒歩で避難する場合は、入居者が逃げ遅れないようにロープなどを利用し、断線した電線などに注意する。

イ 避難誘導が完了した場合には、全員の安全を確認するとともに、避難が完了した旨を施設長へ連絡する。

ウ 避難所では、被災地区から多くの住民が集まってくるので、〇〇〇施設からの避難者であることが分かるゼッケン・緊急連絡カード（P29 参照）の着用等を利用して、混乱を防ぐ必要がある。

エ 協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した入居者が出た場合には、迅速に必要な応急処置を行うとともに、受け入れ可能な医療機関や他施設への入院、入居の協力依頼を行う。

オ 避難生活がどの程度になるかにより、段階に応じた入居者のケア（心的外傷後ストレス障害対策なども含む）、施設職員の健康管理などが必要になる。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施する。

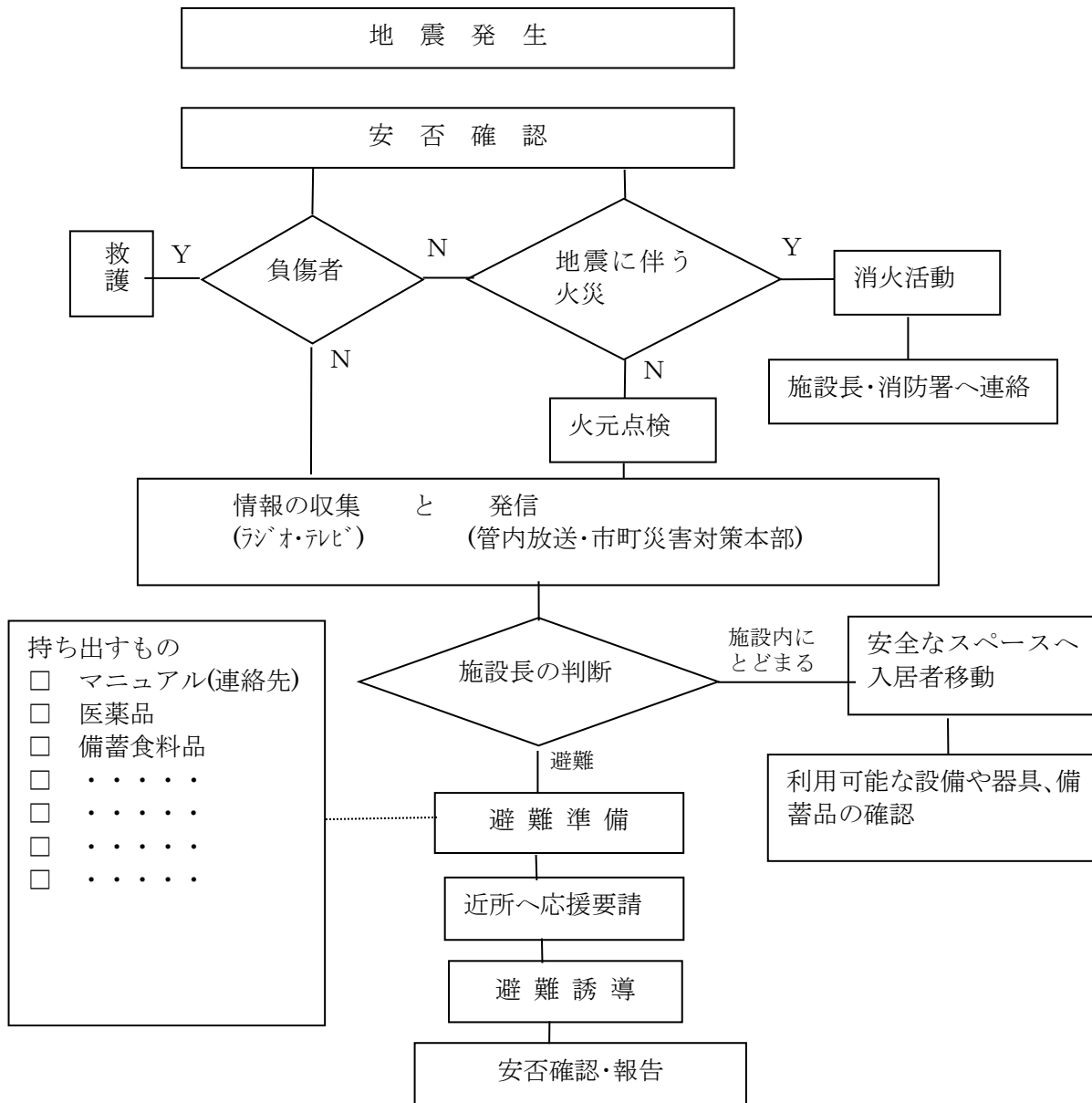
③ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者の安全確保にあたる。

（6）その他の安全点検

- ① 地震などの後は、漏電、ボイラーの破損など二次災害発生原因になるものを、すぐに点検し、電力会社または電気工事業者の判断を得る。
- ② 給水、供电などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
- ③ ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施する。

地震発生時の職員行動チャート



3 夜間における地震発生

介護職員が一人又は二人だけの夜間及び深夜において地震が発生した場合、他の施設職員の参集を待っていては対応が遅れることから、日頃から、近隣のボランティア、自主防災組織、町内会と具体的な協力支援を申し合わせておく必要がある。

また、夜勤者が複数の場合、施設長が参集するまで、誰が臨時の管理者となるかをあらかじめ決めておく必要がある。

(1) 夜勤者の対応

① 安否確認

夜勤者は、入居者の安否を確認する。

② 施設長への連絡

入居者の負傷の程度や施設の状況を施設長に報告し、応援を求める。

→ 施設長の判断により消防等への応援を求める。

③ 火元の点検

ガスの元栓を閉めるよう努め、本震後、漏電やガス漏れの有無を確認する。
出火を見つけたら、煙に惑わされず、直ちに消火活動を開始する。

④ 負傷者の救護

安全なスペースへ入居者を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

(2) 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己および家族に支障がない場合、自主参集することを徹底しておく。

4 施設が使用不能となった場合

避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施するとともに、職員の疲労蓄積による怪我、病気等の二次災害に注意する。

また、入居者等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、家族等へ引き継ぎを行い（P21 参考様式 6）、入居者等の家族等も同時に被災した場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

第3章 風水害等対策

1 警報等発令時の指示体制の周知と情報伝達

(1) テレビ・ラジオ等からの情報入手

① マスメディアからの情報（防災情報メールからの情報は必須）に関心を寄せ、施設長（又は臨時の管理者。以下同じ。）は、必要な職員の参集を求める。

② 市町担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行う。

雨の強さと降り方

1時間あたり降雨量	アナウンスの言葉	周囲の状況など
30 mm以上 ～ 50 mm未満 (大雨洪水警報)	激しい雨	・危険地帯では避難が必要 ・下水管から雨水があふれる
50 mm以上 ～ 80 mm未満	非常に激しい雨	・土石流が起こりやすい。 ・マンホールから水が噴出
80 mm以上 ～	猛烈な雨	・大規模な災害が発生する恐れが強く ・厳重な警戒要

(2) 指示体制の確認・確立

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化する。

また、台風の接近などあらかじめ風水害等の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員や、デイサービスの中止などを検討する。

(3) 職員、入居者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や入居者へ伝えることにより、施設内の不安を解消する。

(4) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、入居者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておく。

(5) 警戒体制

- ① 気象警報及び防災情報メールからの情報に応じた警戒体制の準備
大雨洪水警報、暴風警報、(次ページ「役割分担」の確認)
- ② 河川氾濫や高潮時の高地や階上への避難
- ③ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫などへの備え
- ④ ガラス破損の時の布製ガムテープ準備
- ⑤ 浸水防止用木材(止水板)、金具、工具準備
- ⑥ 車両の安全な場所への移動

集中豪雨は予報が困難 …… 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける。
土砂災害は一瞬にして起こる …… 要配慮者は逃げ遅れる危険が大。早めの避難が
大切。

危険な前ぶれの察知 ……
(土砂関連)

- ① 水が濁り、流木などが流れてくる。
- ② がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ③ 斜面にひび割れや変形がある。
- ④ がけや斜面から水が噴出している。
- ⑤ がけからの水が濁っている。
- ⑥ 山がミシミシと音をたてる。
- ⑦ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている(鉄砲水の前兆。)

(河川関連)

- ① 川の水かさが急激に上昇。
- ② 堤防の川側が崩れ始めている。側面から水が漏れだしている。

2 警報等発令時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備(暴風警報の場合)

- ① 火元の点検、電熱器具を切り、ガスの閉栓などを行い、火気使用を制限する。
- ② その他危険物の保管、設置について緊急チェックする。

(2) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する。
- ② 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認する。
- ③ 入居者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備する。

(3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

(4) 生活用品の保護

浸水などの恐れがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させる。

(5) 避難誘導の準備

- ① 入居者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者などを確認する。
- ② 避難経路、避難方法の確認を打ち合わせする。

3 警報等発令時の安全対策の実施

(1) 状況別の避難先選定

① 施設内での待機

立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋など）で待機させる。

② 避難地の選定

市町災害対策本部から避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）が予想される場合や、施設長において、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合の避難地（市町が指定する避難地、予め決定していた避難予定施設等）を事前に選定する。

(2) 避難手段と避難経路の選択

① 避難手段の準備

河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に、避難を検討する。

入居者等ごとの状況を考慮し、避難方法（車いす、徒歩等）をあらかじめ決めておく。

② 避難経路の安全性確認

県市町の災害対策本部やテレビ・ラジオなどの報道から、あらかじめ決められた安全な避難経路からどれにするか選択しておき、万一の場合に備える。移動手段ごとの所要時間・距離を把握しておく。

③ 誘導方法の確認

施設の建物外に避難する必要があるときには、防寒など入居者の服装、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうか確認する。

④ 避難名簿と安全確保

ア 避難誘導は、入居者の氏名を確認したうえで、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける。

イ 避難地に着いたら、直ちに点呼により入居者の避難誘導が安全確実になされたかを確認し、施設長に報告する。

(3) 家族等への引継要否

① 引継要否の判断

被害予想に基づき、施設の立地条件、入居者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定する。

② 引継日時、引取者の記録

引取時の混雑から、人違いで他人へ入居者を引き渡すことがないように、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しておくようにする。

4 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる。
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる。

(3) 二次災害の発生

- ① 台風通過後の洪水、冠水、土砂崩れ、橋梁破損
- ② 洪水の後の伝染病発生
- ③ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

5 災害発生時の対応策 (P15 警報発令時または風水害発生時の職員行動チャート参照)

(1) 情報の収集と避難の開始

- ① ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手し、施設長は、避難の必要性について適切な判断を行う。
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、高齢者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる。
- ③ 市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備・高齢者等避難開始 (旧避難準備情報)等の発令があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始する。

(2) 入居者の避難誘導

① 避難先と避難経路の選択

避難誘導に当たっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始する。(洪水・土砂崩れでは、自動車での避難は困難となる。)

② 避難を実施する場合の対応

施設長は避難時期を適切に判断する。避難を開始する場合は、速やかに入居者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示す。

ア 避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用し、断線した電線に注意する。

イ 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝える。

ウ 避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、○○○施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止する。

エ 協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した入居者が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼する。

オ 避難生活の長期化に伴い、入居者のケア、施設職員の健康管理などが必要になる。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施する。

③ 避難が不要な場合の対応

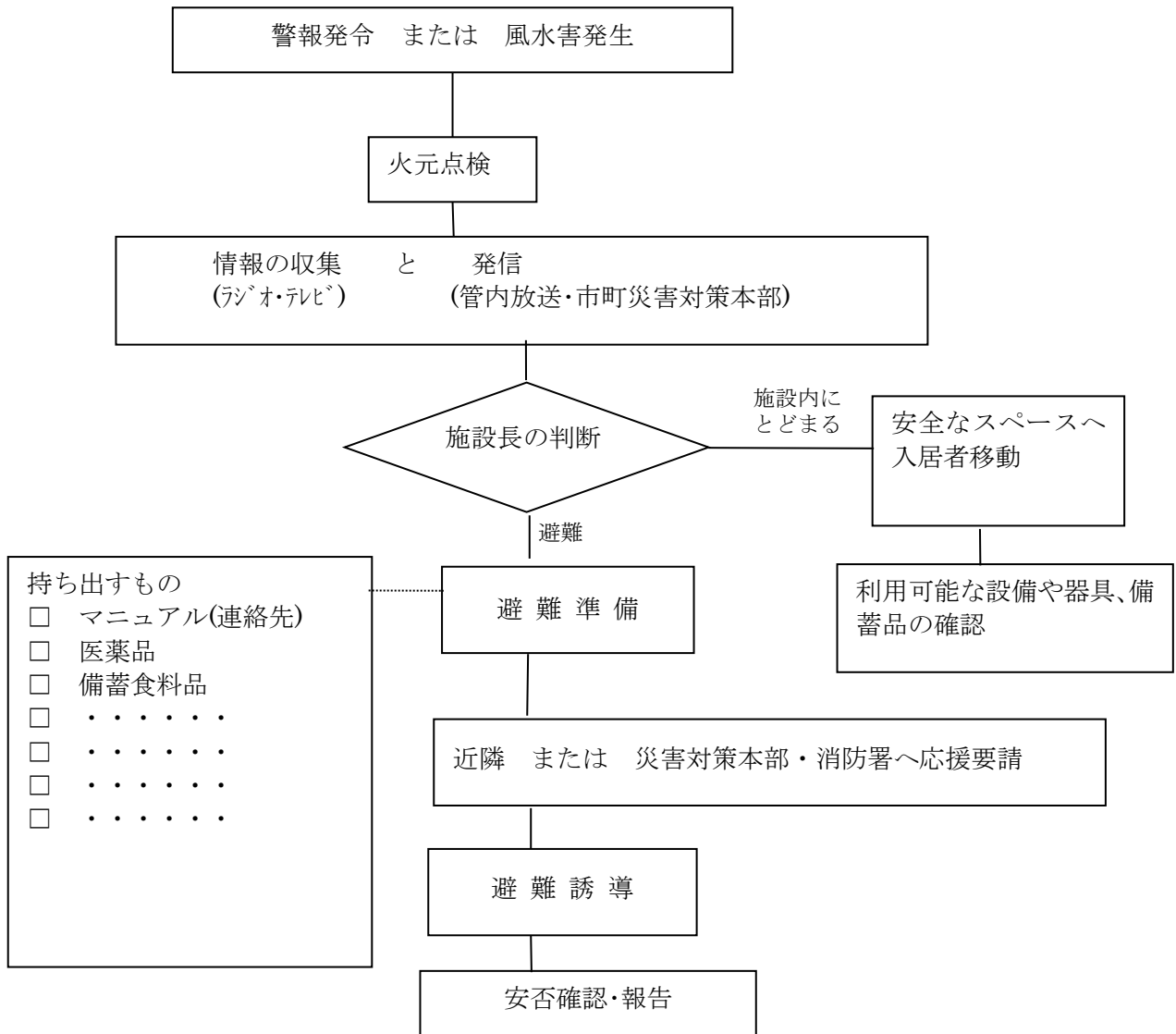
ア 災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられる。限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者の安全確保にあたる。

イ ライフライン停止時は暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる。

(3) 安全点検

- ① 給水、供电などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施する。

警報発令時または風水害発生時の職員行動チャート



6 夜間における風水害等発生

「第2章 地震対策」「3 夜間における地震発生」に示す内容に準じること。

7 施設が使用不能となった場合

- (1) 入居者等の家族等で被災を免れた方がいる場合
状況を説明し、家族等へ引き継ぐ。

- (2) 入居者等の家族等も同時に被災した場合
予め決定していた他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

第4章 災害発生時における地域での役割

1 地域の安心拠点

施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うよう努める。

その際、防災活動の順位は次のとおり考えられる。

- 第一に、施設内入居者救護と安全確保
- 第二に、通所者の安全確認と安全確保
- 第三に、地域の被災者への救援活動
- 第四に 市町防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

2 地域連携の重要性

- (1) 大きな災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員してしなくてはならない。
- (2) 被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携して速やかに実施するよう努める。
- ① 避難所の提供
 - ② 一時入居者の受入れ
 - ③ 負傷者の手当、ケアの実施
- (3) 日時経過による救援の役割分担変化
- ① 被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力
 - ② 2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供
 - ③ 市町防災対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合の一時入居者の受入れ

施設が地域に協力できること「あれこれ」

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 冬期における暖房具の確保 | 7 洗濯物委託先の確保 |
| 2 送迎付き入浴サービス | 8 入浴施設の開放 |
| 3 清拭の実施 | 9 障害者世帯巡回訪問 |
| 4 給食調理サービスの開始 | 10 健康チェック、声かけ、不安解消 |
| 5 介護相談の実施 | など |
| 6 消耗品の確保 | |

I 参考資料

表 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（<u>避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）</u>の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、<u>避難準備・高齢者等避難開始（旧避難準備情報）</u>が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

注 1 （災害時）要配慮者：一般的用語として、従前は「災害時要援護者」等の呼称を用いていたが、災対法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている（災害対策基本法第 8 条 第 2 項第 15 号）。

注 2 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避

難開始（旧避難準備情報） 「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

- 注 3 水防法第 15 条の 2 において、市町村地域防災計画にその名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者（以下「地下街管理者等」という。）が、地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るための計画を作成することとされている。「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（案）（洪水・内水・高潮編）（平成 27 年 7 月国土交通省）においては、氾濫危険情報や避難勧告等を判断基準として、地下街管理者等が地下街等の利用者の避難誘導指示を実施することとされている。

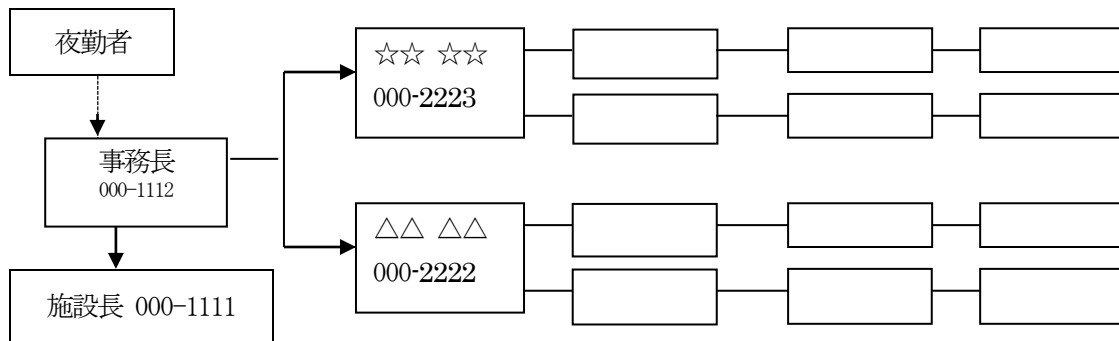
（出典）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 27 年 8 月 内閣府）

II 参考様式

参考様式1

職員連絡網例（消防計画で整備されている場合は不要）

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
施設長	〇〇〇〇	〇〇市△△町1-2-3	000-1111	090-1234-5678	徒歩 5分
事務長	□□□□	●●市▼▼町4-5	000-1112	090-9876-5432	車 20分
サービス管理 責任者	☆☆☆☆	〇〇市◇◇町	000-1113	090-3333-7777	自転車7分
看護職員	△△△△	●●市■●町	000-2222	090-5555-8888	車 10分
:	:	:	:	:	:
生活支援員	▽▽▽▽	●●市■●町6-7	000-3333	090-6666-9999	車 15分



参考様式2

緊急連絡先一覧例

		機関名	電話番号	FAX番号	備考
防 災		〇〇市役所(防災担当)課			
		〇〇市役所(福祉担当)課			
		〇〇消防署			
		〇〇警察署			
救 援	〇〇町会	町会長			
		防災担当			
		〇〇病院			
		〇〇園(協力福祉施設)			
	上部団体				
ライフ ライン	電気	四国電力			
	ガス	〇〇ガス株式会社			
	水道	〇〇市水道局			
	通信	NTT西日本			
取引先 日常		:	:	:	:

参考様式3



備蓄品リスト例(食糧等は賞味期限等も確認)

類 分	品 名	量 数	積算根拠	保 管 場 所
食糧等	米(賞味期限)			
	非常食(賞味期限)			
	飲料水			
	なべ			
	茶碗・箸			
	カセットコンロ			
医薬品等	医薬品(使用期限)			
	衛生器具 (血圧計・体温計等)			
情報機器	衛生材料 (おむつ等)			
	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話			
照明	無線機			
	懐中電灯			
	ローソク			
暖房資材等	携帯用発電機			
	電池(使用期限)			
	石油ストーブ			
	灯油			
移送用具	携帯カイロ			
	新聞紙			
	車いす			
	ストレッチャー			
	リアカー			
作業機材	おんぶ紐			
	担架			
	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	釘			
避難用具	軍手			
	長靴			
	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
下着				
身障用仮設トイレ				
ゼッケン				
プラカード				

氏名	生年月日	血液型	障害区分	等級	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	担当者	障害者の 特性・注意点
〇〇〇〇		A	知的	B	〇〇▽▽ (父)	000-3333 090-1234-5678	◆◆	
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・

入居者引き継ぎカード例

参考様式 6

入居者	フリガナ	△△△△ △△△△	年齢	歳
	氏名	□ □ □ □	生年月日	T・S・H 年 月 日生
			性別	男 ・ 女
留意事項	既往歴		生活機能に関する留意事項	
	現病歴			
	血液型	型	リスク管理	
	栄養・運動			

身元引受人 (入居時届出)

身元引受人	フリガナ		自宅電話	- -
	氏名		携帯電話	- -
	住所	市 丁目 番地	勤務先 同住所	
	入居者との 間柄	夫・妻・子 (義理) 孫・縁故者・市町	(勤務先等) 緊急連絡時	- -

入居者引き継ぎ確認事項

	引渡し場所	引き取り人	続柄	日付	確認方法	引渡し責任者
1						
2						

引き取り人等の明細

氏名	①	②	③
住所			
電話番号			
勤務先			
緊急時の連絡方法			
身元引受人と異なる場合、その理由			

Ⅲ チェックシート

1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

(その1)

対 策 方 法		章	節	ページ
地 震 ・ 風 水 害	[立地条件と災害予測] <input type="checkbox"/> 地盤、地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認	1	1	1
	[情報伝達強化] <input type="checkbox"/> 館内一斉放送システムの機能強化	1	2	2
	[水道、ガス、電気の代替] <input type="checkbox"/> 災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 災害時協力井戸の確保 (例：酒造会社等)	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握 (遠近両様に)	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 自家発電装置の点検更新	1	2	2
	[防災設備の点検等] <input type="checkbox"/> 消火器、屋内消火栓等の点検更新	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備等の点検更新	1	2	2
	[建物・設備の耐震化] <input type="checkbox"/> 建物の耐震診断	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて建物等耐震補強工事	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 地震時、配管類接合部の切断、抜け落ち防止のための点検	1	2	2
	[風水害対策] <input type="checkbox"/> 重要設備のかさ上げ工事などの防水対策	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 排水溝、アンテナ、屋根瓦、雨戸の点検	1	2	2
	<input type="checkbox"/> 樹木の剪定と鉢植え、物干しの飛散、転倒防止	1	2	2
	[備品等の転倒防止] <input type="checkbox"/> 業務用設備の固定等転倒・落下防止措置	1	3	2
	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫・テレビ等備品の転倒防止措置	1	3	2
	<input type="checkbox"/> 居室、廊下、食堂、ホール内に不必要なものがないかチェック	1	3	2
	<input type="checkbox"/> 棚類からの落下防止措置 (できれば傾斜棚の導入)	1	3	2
	<input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防	1	3	2
	[危険物の安全管理] <input type="checkbox"/> ガス漏れによる火災防止に役立つ装置の設置、ガスボンベ固定金具等の点検	1	4	3
	<input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物の安全保管	1	4	3
	[連絡体制の整備] <input type="checkbox"/> 夜間など勤務時間外を含めた職員への防災連絡網の作成	1	5	3
	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、施設保守管理委託業者、日常取引先、地元等連絡リスト作成	1	5	3
<input type="checkbox"/> 施設外部 (医療関係者、委託業者など) との緊急時連絡方法の検討	1	5	3	
[役割分担] <input type="checkbox"/> 災害応急対策の実施組織の作成と職員への周知	1	6	3	

(その2) 平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	ページ
地震・風水害	[緊急時の食糧等の備蓄] □食糧等の備蓄と緊急時必要物資、機材のリストの作成	1	7	3
	□入居者の避難持ち出し袋の準備	1	7	3
	[救護用入居者一覧の準備] □入居者の介護内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管	1	8	3
	[避難方法等] □災害時避難方法等の具体化（要介護度別色分け区分、ゼッケン等）	1	9	4
	□家族等への引継基準の作成	1	10	5
	[地域住民とのネットワークの構築] □地域との交流、住民との協力体制	1	11	5
	□夜間における非常時の町内会への協力依頼（非常ベルなど）	1	11	5
	[防災計画の作成等] □防災計画の作成	1	12	5
	□被災事例等による計画の点検、見直し	1	12	5
	□施設内防災訓練の実施	1	12	5
	□計画に基づく防災教育・訓練の定期実施	1	12	5
	[地域防災訓練への参加等] □地域防災訓練への参加	1	13	6
	□地元との災害時支援協定	1	13	6
	[その他（各施設における対策）] [通所者一覧の準備] □通所者の介護内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管			

2 地震時のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1)

対 策 方 法		章	節	ページ
地 震 発 生 時 の 対 策	[平静な対応] (地震発生時の特徴)			
	<input type="checkbox"/> 伝言ダイヤル、携帯メールなどによる外部との連絡、連携、応援要請	2	1	7
	<input type="checkbox"/> 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施	2	1	7
	[安否確認]			
	<input type="checkbox"/> 入居者の安否及び負傷程度の施設長 (本部長) への報告 (救護準備)	2	2	7
	[防火活動]			
	<input type="checkbox"/> 火元の点検、ガス元栓の閉鎖 (電気器具やライターの使用中止指示を含む)	2	2	8
	[消火作業]			
	<input type="checkbox"/> 火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示 (エレベータの使用中止を指示)	2	2	8
	[救護活動]			
	<input type="checkbox"/> 負傷者の有無確認	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当の実施	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 負傷者を安全な場所へ誘導、建物倒壊等に備えて非常用出口を開放 (確保)	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 負傷者を附近の病院等へ移送	2	2	8
	[情報の収集等]			
	<input type="checkbox"/> 施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 入居者の動揺を静め、冷静な対応を指示し、市町災害対策本部などから情報収集	2	2	8
	[避難誘導]			
	<input type="checkbox"/> 市町災害対策本部等の情報をもとに、施設長において入居者避難の要否判断	2	2	8
	<input type="checkbox"/> 入居者への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示 (色区分等を利用)	2	2	8
<input type="checkbox"/> 担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、ブラカード、ゼッケン等必要品の準備	2	2	9	
<input type="checkbox"/> 入居者の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入居依頼	2	2	9	
[避難が不要な場合]				
<input type="checkbox"/> 備蓄している食糧や利用可能な設備を使い、入居者の安全確保にあたる。	2	2	9	
[夜間における対応]				
<input type="checkbox"/> 夜勤者は、入居者の安否確認と負傷者の救護 (応急措置) を実施	2	3	10	
<input type="checkbox"/> 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置	2	3	10	
<input type="checkbox"/> 他職員は、取り決めた基準以上の災害が発生したときは施設へ自主参集	2	3	11	
[施設が使用不能となった場合]				
<input type="checkbox"/> 入居者を家族等へ引継依頼	2	4	11	
<input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼	2	4	11	

(その2) 地震発生時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	ページ
地 震 発 生 時 の 対 策	[施設が使用不能となった場合]			
	<input type="checkbox"/> スタッフの疲労蓄積による怪我、病気等の二時災害に注意	2	4	11
	<input type="checkbox"/> 避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施	2	4	11
	[通所対策]			
	<input type="checkbox"/> 通所者の安否確認			
	<input type="checkbox"/> 市町への連絡			
	[その他 (各施設における対策)]			
	[

3 風水害時のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発令された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1)

対 策 方 法		章	節	ページ
風 水 害 対 策	〔警報等が発令された場合〕			
	〔指示体制の周知と情報伝達〕			
	<input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集 (情報班)	3	1	11
	<input type="checkbox"/> 市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備	3	1	11
	<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知	3	1	11
	<input type="checkbox"/> 入居者及び職員への定期的な情報提供 (及び緊急避難時の冷静な行動指示)	3	1	11
	<input type="checkbox"/> 初動体制の準備 (避難方法の確認、警戒体制の準備)	3	1	11
	〔役割分担別の準備・確認〕			
	<input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック (消火活動班)	3	2	12
	<input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検 (応急物資班)	3	2	12
	<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかを点検 (安全指導班)	3	2	12
	<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、入居者の健康状態把握 (救護活動班)	3	2	12
	<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護 (応急物資班)	3	2	12
	<input type="checkbox"/> 入居者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認 (安全指導班)	3	2	12
	〔安全対策の実施〕			
	<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定 (施設内、広域避難場所)	3	3	12
	<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装 (防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等)、移動手段準備	3	3	13
	<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備	3	3	13
	<input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断	3	3	13
	〔災害発生時の対応〕			
	〔避難手段と経路選択〕			
	<input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断	3	5	14
	<input type="checkbox"/> 入居者が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断	3	5	14
<input type="checkbox"/> 防災対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応	3	5	14	
〔避難誘導〕				
<input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択	3	5	14	
<input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入居者の安全と健康管理への注意	3	5	14	
〔避難不要な場合〕				
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して入居者の安全確保を実施	3	5	14	
<input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送	3	5	14	
〔安全点検の実施〕				
<input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施	3	5	15	

(その2) 風水害のチェックシート

対 策 方 法		章	節	ページ
風水害対策	[施設が使用不能となった場合]			
	<input type="checkbox"/> 入居者を家族等へ引継依頼	3	6	15
	<input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼	3	6	16
	[通所対策]			
	<input type="checkbox"/> 通所者の安否確認			
	<input type="checkbox"/> 市町への連絡			
	[その他 (各施設における対策)]			
	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>				

施設の安全点検表 (例)

平成 年度 安全点検表

場所	点検項目	点検結果 ○・×				不良箇所 (程度)	処理 月日	印
		/	/	/	/			
共通	1 机・椅子は破損していないか							
	2 床は、すべりやすくないか、また破損箇所はないか							
	3 窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか							
	4 電気器具の故障はないか (コンセント等も含む)							
	5 照明器具が破損したり、落下のおそれはないか							
	6 壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか							
	7 カーテンレールの破損はないか							
	8 戸棚類の引き戸、引き出しがスムーズに開閉できるか							
	9 棚の上の物は安全に保管されているか							
	10 戸棚類が倒れる危険性はないか (固定されているか)							
	11 室内の整理整頓はよいか							
	12 必要な箇所の施設が確実にできるか (出入口及び戸棚類)							
	13 薬品、薬品戸棚の整理整頓・保管、食器等の保管はきっちりできているか							
	14 ガス栓・ガスの配管などに故障はないか							
	15 換気装置に異常はないか							
廊下等	1 通行の妨げとなるものが放置されていないか							
	2 すべりやすい危険なところははないか							
	3 靴箱が倒れる危険性はないか (固定されているか)							
	4 扉・引き戸はスムーズに開放できるか							
トイレ等	1 ドア・戸口のカギは破損していないか							
	2 床・足場はすべりやすくなっていないか							
	3 便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか							
	4 窓枠、窓ガラスの破損はないか							
	5 洗濯機・乾燥機等の異常・故障はないか							
	6 シャワー・ガス・湯沸器などの異常・故障はないか							
	7 換気装置に異常はないか							
その他	1 ○○○							
	2 △△△							
	3 ×××							

資料 防災カード(例)(表面)

防 災 カ ー ド 施設名 ○ ○ ○				
ふりがな 氏 名		性別		写 真
生年月日	年 月 日 生			
血液型	A ・ B ・ O ・ AB			
医療保険	1.健保 2.国保 3.共済 4.その他 ()			
障害者手帳	1. 身体障害者手帳 () 級 2. 療育手帳 (区分) 3. 精神障害者保健福祉手帳 () 級 4. 手帳なし			
緊急時の 連絡先 ①	ふりがな 氏 名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
②	ふりがな 氏 名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
特 記 事 項				

(裏面)

かかりつけの 医療機関	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の疾患 や治療内容等	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
使用薬・用量 ・服薬上の注意		
補装具・医療 的ケアに必要な 器具		
必要とする援助		

IV その他ワンポイントアドバイス

- 1 日常の心構えは、「施設の安全点検」から始めましょう
- 2 あると便利「緊急連絡カード」を作成しましょう
- 3 いざというとき、だれでも分かる「防災カード」を作成しましょう
- 4 災害が起きる前に日頃から「避難経路」を計画しておきましょう

参考文献：

- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル 作成ガイドライン」（内閣府 平成27年8月）
- ・「水害や土砂災害から生命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」（内閣府）
- ・「社会福祉施設における災害対策マニュアル」（高知県 平成22年6月）
- ・「障害者施設における防災マニュアル」（石川県 平成18年4月）
- ・「高齢者施設における防災計画作成指針」（石川県 平成25年1月）よりチェックシート等を抜粋
- ・「土砂災害（河川の氾濫）対応マニュアル」（神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会 平成28年9月）
- ・「防災ガイドBOOK（震災対応編）」（全国グループホーム連合会 平成25年11月）